

# 規約（会則）の例

※規約（会則）を新たに作成する団体は、活動の実情に合わせてながら、会員同士が協議して作成してください。

規約（会則）は会員同士の約束事です。  
会員がお互いによく話し合い、確認して作りましょう。

## 〇〇〇会 規約

### 第1条（名称・連絡先）

本会は〇〇〇会と称し、事務所を会長宅に置く。

### 第2条（目的）

本会は、×××の相互学習を主体として活動し、あわせて会員相互の向上と親睦をはかることを目的とする。

### 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成させるため次の事業を行う。

1. 月〇回の×××の定例（練習）会
2. 目的達成に必要と認めた事業の実施

### 第4条（会員）

本会は、台東区に居住または勤務し、本会の目的に賛同する成人をもって組織する。

### 第5条（役員）

本会の役員は次の通りとする。  
会長1名、副会長〇名、会計〇名

### 第6条（役員を選出）

役員は、総会において選出する。

### 第7条（役員任期）

役員任期は〇年とする。ただし、再任は妨げない。

### 第8条（会議）

本会は下記の会議を置く。  
1. 総会 2. 役員会

### 第9条（経費）

本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。  
会費は月〇百円とする。

### 第10条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年〇月〇日より始まり〇月〇日に終わる。

### 第11条（規約の発効）

本規約は平成〇〇年〇月〇日より発効する。

何を「学び」ますか？

会員一人ひとりが会の運営に関わっていますか？  
（自主的・主体的な活動）

計画的な活動ですか？

会員になれるための条件は？

団体の意志を表明する代表者はいますか？  
その他、役割分担していますか？

会費は活動に見合った金額ですか？  
会の運営に必要な経費を会員が平等に負担していますか？

規約が発効されていない（まだ活動していない）団体は登録の対象になりません。